**平成２８年（フ）第２０５８号**
東京都足立区中央本町５丁目20―５―503
債務者　鹿目　良男
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第４８９号**
横浜市保土ケ谷区上星川１丁目14番10号
債務者　鈴木　　勇
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８１号**
東京都三鷹市深大寺３丁目８番17号メゾン大野Ⅱ102
債務者　吉富　駿登
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１５号**
熊本県八代郡氷川町立神2008番地
債務者　作村　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

**平成２８年（フ）第１６号**
熊本県八代郡氷川町立神2008番地
債務者　作村真由美
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

**平成２８年（フ）第３９１号**
神奈川県高座郡寒川町宮山2076番地13　ヴィラプロムナードⅡ101号室
債務者　伊藤　考一
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１１号**
栃木県下都賀郡野木町大字丸林664番地４、従前の住所栃木県小山市城東１丁目11番17号
債務者　寺内　　誠（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２８年（フ）第１２号**
栃木県小山市城北４丁目２番地１　城北市営住宅629号
債務者　草野　　剛
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２８年（フ）第１３号**
栃木県小山市城北４丁目２番地１　城北市営住宅629号
債務者　草野　英子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２８年（フ）第８号**
愛知県豊橋市多米中町１丁目３番地の13
債務者　鈴木　洋司
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２８年（フ）第３４０号**
神奈川県藤沢市西富368番地の２　グリーンウェーブ湘南３号室
債務者　清水　政臣
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４９６号**
横浜市旭区今川町26番地１　ビックオレンジ鶴ヶ峰203号
債務者　佐藤美千代（旧姓深山）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５号**
愛知県豊田市聖心町１丁目７番地３　アリビオ聖心1245号、前住所愛知県豊田市聖心町１丁目７番地３　アリビオ聖心1250号
債務者　大西佑太郎
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前11時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第５２号**
愛知県豊田市今町２丁目２番地　パープルマンション205号、前住所愛知県豊田市河合町１丁目12番地　グランドールマンション102号
債務者　松本　李子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前11時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係